

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年10月18日(月)9時53分～12時07分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (2名) 石塚孔信 原田いづみ(敬称略)
	労働者代表委員 (3名) 下小藺祐一 西畑浩文 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (3名) 田代充明 鳥原康 濱上剛一郎(敬称略)
	事務局 (3名) 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和3年度鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議について
	2 その他
配付資料	1 令和3年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係 (結審後配付資料)
	○ 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
	○ 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

○ 石塚部会長

皆さん、おはようございます。定刻より5分ほど時間がありますが、今日出席の委員の方々は全員揃っておりますので、ただ今から、第3回鹿児島県電機関係製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員の志賀委員を除く8名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しているということでございますので、これから審議に入っていきたいと思っております。その前に、事務局の方から本日の資料を説明していただきたいと思っております。

○ 壺屋賃金室長補佐

それでは、資料について、ご説明いたします。

資料1は、令和3年度電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。

昨日現在の結審状況について、掲載しております。目安ランクは、地域別最低賃金のAからDまでのランク毎にしております。

昨日現在で、結審している局は、Aランクでは、前回と同じく、埼玉局、千葉局、大阪局の3局です。埼玉局と千葉局が27円アップの981円、大阪局が28円アップの994円で結審しております。

Bランクでは、前回と同じく兵庫局の他に、新たに山梨局、静岡局で結審しております。山梨局が20円アップの934円、静岡局が19円アップの939円、兵庫局が28円アップの930円で結審しております。

Cランクでは、前回と同じく北海道局と福岡局の他に、宮城局、岐阜局、山口局、香川局で結審しております。北海道局が29円アップの924円、宮城局が26円アップの890円、岐阜局が20円アップの907円、山口局が28円アップの921円、香川局が27円アップの913円、福岡局が20円アップの947円で結審しております。

Dランクでは、前回と同じく青森局の他に、新たに熊本局で結審しております。青森局が26円アップの859円、熊本局が27円アップの863円で結審しております。

また、専門部会では結審しているものの、最低賃金審議会令第6条第5項の適用がないために、今後本審の開催を待って結審することとなる局が1局ございます。Cランクの奈良局です。奈良局が、8円アップの891円で結審する予定です。資料への記載がされておきませんので、ご記入のほどお願いいたします。奈良局は、8円アップの891円で結審する予定となっております。

なお、福井局、愛知局、高知局の3局につきましては、本年度の改正については、必要性なしとの結論に至っております。

説明は、以上でございます。

○ 石塚部会長

ただ今、他局の進捗状況につきましてご説明がございましたが、皆さん方から何かご質問はありませんか。

○ 石塚部会長

よろしいでしょうか。それでは、審議に入っていきたいと思っております。

前回は、具体的な金額の提示とその根拠をお聞きしました。

まず、労側からは、新たな資料をベースにして、目指すべき水準は、鹿児島県電機関係労働組合5事業所の企業内最低賃金協定額の平均時間額1,055円であるが、目標水準として、前記の最低協定額976円の90%、878円を計画的に目指していきたいということでございました。当面到達すべき水準として、これまで主張している熊本県の水準としたい。その上で、総合的に勘案して32円引上げの847円が提示されまして、個別協議において、地賃の引上げ額28円プラス α まで譲歩されました。プラス α は、特質の優位性確保と熊本との格差是正を求めた

い旨が述べられたということになります。

一方使側からは、第4のDランク、製造業の賃金上昇率0.9%から計算すると7.34円となるが、10円の引上げをまず提示されました。同じく、個別協議において、福岡県の引上げ額20円まで譲歩され、20円プラス α で検討するが、28円は難しい旨の意見が述べられました。

というところで、前回までは終わっているわけですが、本日は合意できるように再検討をお願いしてくださいということで、前回の審議が終えましたので、ここから議論を始めていききたいと思います。

今のところ、労側が28円+ α 、使側が20円と金額的には8円以上の開きがあります。

産別最賃は、労使のイニシアティブによる合意に基づいて決定していくものであるということになっています。全会一致で決議すること、それから年内発効を目指すことを申し合わせておりますので、本日は必ず合意できますよう労使各側のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、労使各側の方から、追加の主張とか、それから先ほど事務局から説明された他局の結審状況なども踏まえて、前回以降にご検討いただいた金額を発表していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。それでは、労側の方からお願いしたいと思います。

○ 三浦委員

まず、先ほどの前回の話の関係について少し説明をさせてください。

第2回目の金額提示について、今ご説明がありましたとおり、28円プラス α という話だったのですが、このプラス α については、金額について847円という絶対額を申し上げて、それを公労会議の中で、この847円の建付けとなんですけれども、地賃が28円、それに特定最賃としての優位性、それと熊本との格差圧縮を目指したいということを主張したのであって、28円がそのベースといういい方は、ちょっとうまく伝わらなかったという形ですが、だから28円プラス α だということに、確かに間違いはないですが、中身の話をしたのであって、金額をあくまでそこが28円とちょっと乗せるという話ではなくて、そういう考え方でずという話をしたということで、こちらの方については、そのように主張をしておきたいと思います。

そうは言いましても、使用者側の皆さんからも歩み寄り等もありましたし、早期の結審も当然必要だと思っておりますので、今回は、845円ということで主張させていただきたいと思います。

根拠につきましては、第1回目に配布をいたしました経済財政諮問会議等で使われておりました資料にありましたとおり、業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充の30円コースというのがあります。45円コースが新設され、マックスの額が引き上げられたというようなこともあり、非常に厳しい状況の中での、中小企業の方々を支援する、そういった仕組みができていますので、そういう意味では、そちらの方を使っていただいて、活用した引上げが可能なのではないかとすることを主張しておきたいと思います。ホームページ等々で見ると、20円、30円が最も利用されているというふうに書かれておりますし、同一年度内での複数回の支援でも可能だというふうに緩和されているというふうに聞いておりますので、再度の賃上げにも耐えるというのが根拠でございます。以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ただいま労側の方からは、基本的には 847 円というところを考えているというところで、28 円+ α というのは、28 円ありきということでは、ベースということではない。考え方として、そういったことを話されて、そして、847 円から今回 845 円を提示したい。基本的には、28 円+2 円ですが、その理由としては、この間の政府、中小企業への支援のデータから、このぐらいの上げ幅というのは、可能ではないかとそういったご意見だったと思います。

それでは、使側の方から追加主張を含めて、再検討いただいた金額を発表していただきたいと思います。

○ 濱上委員

今、労側から支援金を利用してという話がありましたが、支援金頼みは一過性なのかなと気がしています。支援金頼みで、サッと賃金を上げられるのかということも、非常に怖いです。先行き不透明な中、これを当てにしてというのは非常に厳しいのかなというのが、直感でございます。それから、今日資料を見ましたが、結構引上げ幅に差があるなという印象を持っています。つまり、それぞれの県の置かれた状況等を見ると、こんな数字になっているのかなという気がいたします。もちろん、他県の状況を見る。あるいは過去の状況等を勘案しつつ、あるいは格差を是正する。それも分かりますが、いわゆる数字だけを見てということではなく、我々は、きちっと、それぞれの企業を持つ経営体力と申しますか、支払い能力と申しますか、そういったところはきちんと見ないと、数字だけの比較で、これだけでないと、というのはちょっと無理があるのかなと気がいたしております。それから、熊本との格差ということを言われるから、調べてみても、なんでこんな差があるのかよくわかりませんが、例えば、今回の影響率を見てみました。労働局から配布された資料を見てみますと、労働者復元の影響率ですね。9 のインデックスの①ですが、鹿児島の場合が、1 円引き上げたときに 13.52% で 381 人、そして、ちなみに熊本はですが、1 円引き上げたときに、9.4% で 203 人ということで、1 円の場合は熊本の方が、影響があるようでございます。それから、熊本は 27 円で結審していることですが、熊本は 27 円上げると影響率が 23.7% と、鹿児島の場合の影響率は、26 円と 27 円は一緒ですが、21.96% と影響率だけ見ると、熊本の方が高いですが、いわゆる絶対数といえますか、数字を見ると、熊本、鹿児島は 619 人に影響がでる。熊本の場合は、ここが 513 人だそうです。絶対数等でいえば、26 円 27 円でも鹿児島の方がインパクトは大きいということが、まあ 100 何人という数字をどのように見るかは、色んな見方があるのかもしれませんが、やはり、それだけ鹿児島はインパクトが大きいのかなと気がしています。

それと、これはヒアリングです。直接、色んな業種、同じ電子デバイスでも、色んな業種の方がいらっしゃいます。色んな企業がございまして、そういった方々にちょっと聞いてみました。ヒアリングの結果です。その声です。2020 年度、昨年度の売上は、後半持ち直したものの、大体 80% から 90%、これは 2019 年度のコロナ前です。持ち直してきたけれども、結果として、それは 8 割から 9 割に止まった。もちろん、雇用調整助成金で何とか雇用を確保している。それから、2020 年度の決算等を見て、それから先行き不透明感だったということで、今年度は正社員、2021 年度、今年度の正社員の昇給は見送った。それから、2021 年度、今年度に入ってから、上期は 120% と回復傾向であるけれども、前々年度、つまりコロナ前と比べるとやはり依然として 87% で推移している。コロナ前に戻っていない。それから、今後も部品調

達が非常に困難になって、価格も高騰してきている。部品の価格が高騰してきているので、非常に経営的に予断を許さないが続いている。それから、ここがちょっとショックですが、今年は、県最賃が産業別を上回りました。821 円ですので、815 円当然パート社員さんの時間給は引き上げるようになったわけです。そのことに対して、賃金を据え置かれた正社員から、不満の声が出たというようなことです。今回、また更にパートの時間給を上げていくと、正社員との不公平感が強まるのではないかと。正社員の中には、その企業さんだけかも思いませんが、転職を考えている人もいます。だから、上げられるところは、上げて下さいよとのこと。なかなかぎりぎりですらっていらっしやるところは、悩みがあるということです。パートの雇用は守れるけれども、正社員の離職は非常に心配しているという声でした。本当は、賃金上昇分を価格に転嫁できればいいですが、それは不可能だということで、いい雰囲気もあるけれども、実際の経営上は、経営実務的から見ると、表情に厳しいという声です。それで、正社員の方が色々不満を言うてくるという声は、ちょっと残念だなということも、感じたわけでございます。そのような話を聞いたりしたものですから、申し訳ありません。20 円+ α はもちろん、そのつもりではおりますが、まだ具体的に、じゃあいくら。今後、個別協議等で詰めさせていきたいというような現状です。そういった非常に厳しい生の声があったということをご紹介しておきたいと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今、使側の方からは、色々意見が述べられました。先ほどの労側からの意見に対して、支援金は確かにあるが、支援金とは一時的であって、それを支援金頼みで、賃金に反映することはなかなか難しいというところもあるということです。やはり、ここの地域、鹿児島県におかれた状況ということから、支払い能力等々を重視すべきであろうではないかということ。それからデータとしては、影響率、賃金を上げた時の影響率では、隣県の熊本よりも鹿児島の方が、影響が大きくなるのではないかとということ。これは、データからの説明です。それから、売上の方に目を転じると、2020 年の売上げというのが、大体前年の 8 割から 9 割、80%から 90%のところになっている状態になっている。21 年につきましては、昨年に比べると 120%に上昇していることは、一昨年に比べるとやはり、まだ追いついていない。87%から 9 割ぐらいということで、状況としては、トレンドとしての状況は良くない。それから、正社員の昇給が一方では抑えられているなかで、パートの時給が上がっていくのに対して正社員の方からの不満がつづいているという状況もある。その結果正社員が転職を考えているような状況もこれは個別の企業のヒアリングということではありますが、そういうところもあるということです。部品の価格の高騰やそれから賃金の上昇というのが価格に転嫁されればいいけれども、それが必ずしもそうならないということの中で、やはりこの特定最賃を上げていくということは、慎重にならざるをえないということで具体的に前回から金額については、これから議論して調整していくことにしたいということで今のところ α 円ということにしておきたいということでした。

今、労使双方からご意見それから考え方についてお話がありました。

労側の方は+30 円というところ。譲歩していただいて、使側の方は+ α 円と今のところはまだ額が出ていませんが、そういうところで、まだ差が埋まらないということになっております。

基本的にはこの部会は全会一致という形で調整していかなければいけません。これから調整していきますけども、この平場で、さらにもう一度主張しておきたいとか、今、労使双方からご意見、主張がございましたけれども、それに対する意見とか質問とかそういったものがございましたら、どなたでも結構ですのでご発言をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○ 三浦委員

ご意見ありがとうございました。まず影響率の関係ですが、熊本との数字のこと、人数のことそこは承知をしているつもりです。影響率についてはこれまでも、長い歴史の中で、非常に高いということをしごく主張されて、その主張の比較は自動車だったと思っています。県内の自動車の影響率がほとんどないというようなことで電気は非常に影響率、未満率ともに高いということ言われてきたなと思っています。ただ、熊本と比較してもそこまで人数のほうも、大きな思ったよりは差はないとこちらはとっておりましたので、おっしゃるとおりだと思っています。特に影響率の方は、こちらのほうが低いということもありますが、ただ全体としてもやはり影響率があるからどうこうというか、そこを底上げしていきたいというのが我々の主張です。当然影響率がないことには、あまり話にならないことに思っているところですので、ぜひ世間の方々が見ても納得できるような金額が合意できればいいなと思っております。

先ほど、ヒアリングの話もありましたが、おっしゃる通りの事業所があるのだろうなと理解はできます。ただ、この場は個別の事業所の話をする場ではないという形で考えているところです。最低のところをなんとか引き上げて全体を良くするというような考え方でもっておりますので、そういった事業所があるというのは十分に理解していますが、特定最賃の役割として社会的な役割という意味合いで、ここについては考えていくべきではないかと考えております。以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。影響率等々につきましては、労側の方も理解しているが、影響率が高いからということで考えるのもどうかということ。それから、個別のヒアリングについては、結果については理解できるが、全体としてこの特定最賃を引き上げていくという状況の中では、個別の企業というよりは、それによって全体の賃金の水準をどうするかと考えるべきではないかとそういうご意見でしたけれども、使側の方から何かありますか。

○ 濱上委員

実際の生の声というのが、1社、2社ならまだいいのですが、我々もヒアリングをしきっているわけではございません。色々な協力企業さん、下請けさん、孫請けさん、色々いらっちゃって、組織としては小さい会社かもしれませんが、ここは最低賃金を審議しておりますので、余裕があるところはもっと上げていただければいいのですが、最低賃金というのは、そういった死活問題になるわけでございます。特定は、罰則はなかったですか。特定最賃は。県最賃は、罰則はありますよね。特定最賃には、罰則はないのでしょうかけれども、あくまでもセーフティーネットなのかなと思っていますので、それをあまりにも急激に引き上げていくというのは、ちょっと厳しい企業さんが多いのかなと。ある意味それを無視できるくらい皆さんが形

態力になっておればよろしいのですが、淘汰されてもいいということであればそれでもいい。色んな考え方はあると思いますけれども、何かあります。

○ 鳥原委員

最賃の時に度々取り上げられている話ですけれども、鹿児島県の進出企業の撤退の話があります。要するに価格競争力が確保できないということによっては、撤退を余儀なくされているところで、振り返りますと、2009年パイオニア鹿児島工場撤退、NECテクノロジーの撤退がありまして、その後、ヤマハセミコンダクタから豊栄電研、富士通入来、その前にパナソニックの日置工場というのがございました。我々の特定電機機械関連の業種の雇用者が結果的に減っているという事実がございます。そのように現地的に対応ができなければ、雇用の確保が非常に厳しい状況、聖域はございません。弊社の例でも実は、色々不況の差がございまして、報道等でご存じかと思いますが、弊社の中でも新潟の工場が今年中に撤退、事業の撤退が決定しておりますし、大阪の事業所においても、統合ということで、事実上なくなるというのが着々と進んでいるという状況でございます。最賃の議論の中で、実際、生の窮状の声を紹介いただいたと。このような声に耳を傾けないと、結局は雇用が確保できずに、労働者が不利益を被るということです。これはもう現実として起こりうる話だと思えます。是非、その辺に関して鹿児島県の実録を考えた状態で、審議いただければと考えているところです。以上です。

○ 石塚部会長

よろしいでしょうか。今、使側の方から、最低賃金というのは、特定賃金であっても、基本的には、それが基準となっていくということで、そうなっていくと体力のないところについては、非常に厳しくなっていくということには変わりはないのではないかと。それから、進出をしていた企業がこの間かなり撤退している。今あげられた企業もいれば7つぐらいある。鹿児島県内の雇用者もそれによってかなり減ってきているということで、そういった鹿児島県の状況、そして、雇用の確保という、それを踏まえてもできるだけ雇用を守るといったところを考えていなければならぬのではないかな。そういったご意見だったと思うのですが、ほかに何かございませんでしょうか。はいどうぞ。

○ 三浦委員

ただ今のご意見で1点だけ考え方というか、話させていただきたいと思えます。工場の撤退は、事実ですのでおっしゃったとおりでございます。ただ、最低賃金、賃金がということだけではないということだけは、当然ご存じだと思いますが、ここは公益の先生方もいらっしゃいますので、ちゃんと主張をさせていただきたいと思えます。企業は、ここに工場を置くべきなのかとグローバルで考えたときに、工場の耐用年数とか、その後の設備投資とか、そういった物流の関係とか、トータルで考えて、そういう工場を集約したり、閉鎖したりというのをやるのだと私は思っています。例えば、パナソニックさんでも、赤字では決してなかったはずですが、向こうの方に集約したいということで、そういった形になっていると思っています。賃金ベース、最低のところを決めている審議ですが、企業の関係が撤退したイコール雇用がというのは、当然おっしゃるとおりですが、この最低賃金の議論の中で、会社がどんどん減っていった。それだけではないということは、主張しておきたいと思えます。以上です。

○ 石塚部会長

はい、どうもありがとうございました。特に、使側の工場の撤退について、その理由としては、最賃の高というか、それが大きな原因で撤退するというよりは、むしろ立地の状況とか、流通の条件とか、そういうところが大きいのではないかということで、これと最賃の高が直結するわけではないというところもあります。そういう議論でした。はい、それでは、ほかにございませんでしょうか。

○ 濱上委員

先程、新車の話も出ましたけれども、鹿児島は新車の方も特定最賃があるわけですが、これの審議状況を教えていただけますか。

○ 勝田賃金室長

新車につきましては、先週の金曜日に結審しまして、25円プラスになっております。その経過的なものも必要でしょうか。審議の中身、結果だけでいいでしょうか。

○ 石塚部会長

結果だけの方がいいですね。はい、それでよろしいでしょうか。

○ 濱上委員

はい。

○ 石塚部会長

それでは、ほかになにかございますか。では、平場ではこれ以上、なかなか議論が進まないと思いますので、これから個別協議に入っていきたいと思います。よろしいでしょうか。使側の方は、まだ具体的な額が出ていませんので、使側からやりたいと思いますが、その前に話をしたいので、一回だけ退室していただいて、後で呼びますので、よろしく願いいたします。

(個別協議)

○ 石塚部会長

それでは、審議を再開します。

ただ今まで、個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができました。その金額を発表したいと思います。

現行時間額 815 円に 27 円プラスして、時間額 842 円で一致したということになります。これにつきまして、ご意見があるかと思いますが、ご意見があれば、ご発言ください。

○ 濱上委員

まさに、27円というのは、苦渋の決断でございます。朝から申し上げておりましたが、非常に厳しい中、本当は24円が一杯一杯だと思っていました。ただ、交渉事でもございますし、労

使がきちっと話をするいい機会ではあったと思っておりますので、苦渋の中ですが、一応 27 円ということは、お認めしたいと思えます。それから、来年以降の話になりますが、もちろん額をどうのこうのではないですが、この特定最賃の在り方です。私どもは、従前から県最賃がセーフティーネットとして一本化でよろしいと主張しておりましたので、特定最賃は屋上屋を重ねるのは必要ないと思っております。きちっと議論していきたい。来年度の小委員会から議論をきちっとしていきたい。具体的に言えば、これまでは参考人を招致していませんでしたが、今回からはお呼びして、必要性があるのかないのかを、具体的に言っていただきたいということでございます。そこは、是非ともご理解いただきたいと思えます。そういった条件というわけではないのですが、そういったことを申し添えさせていただきまして、27 円には同意をいたしますということでございます。

○ 三浦委員

今、27 円という、私どもでいうところの 842 円、真摯な議論で導き出していただいております。ありがとうございました。使用者側委員の方からありました特定最賃のセーフティーネットの考え等々については、これまでもずっと主張しているとおりでございます。地域別最低賃金の中で、運営小委員会が開かれ、私どもとしては、労働者側代表として参考人を毎回出して主張させていただいておりますので、こちらについても、これまでどおり主張させていただいて、毎年、年に 1 回、労使色んな状況で話し合いをするのは非常に大事だと感じておりますので、今後も引き続き開催できたらいいと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、もう一度確認しますが、鹿児島県電機関係最低賃金につきましては、現行時間額 815 円に 27 円プラスして、時間額 842 円で一致したということで、これについてご異議はございませんね。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申出等により結論が変わらない限り、最短で 12 月 17 日金曜日ということになりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、効力発生日については法定どおりとします。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に、私から報告することになりますので、事務局の方で専門部会の報告書等を作成して下さい。

報告書作成の間、10分程度休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○ 石塚部会長

それでは、再開いたします。では、報告書を読み上げます。

令和3年10月18日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、石塚孔信。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年8月24日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、公益代表委員、石塚孔信、志賀玲子、原田いづみ。労働者代表委員、下小園祐一、西畑浩文、三浦辰男。使用者代表委員、田代充明、鳥原康、濱上剛一郎。

1枚開けていただいて、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ清掃又は片付けの業務。ロ手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）。ハ手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間842円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

ということになります。ただ今の決定につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の決議とする取り扱いを決定しておりますので、私から答申文も読み上げさせていただきます。

令和3年10月18日。鹿児島労働局長、三輪宗文殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和3年8月24日付け鹿児島労発基0824第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。別紙つきまいては、先ほど読みましたので、省略いたします。

(石塚部会長より榎園労働基準部長へ答申文を手交)

○ 榎園労働基準部長

本日は、鹿児島県電機関係製造業最低賃金額改正に係る答申をいただきまして、一言御礼申し上げます。

鹿児島県電機関係製造業の最低賃金につきましては、8月24日に鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございますが、これを受けてこの専門部会が設置され、10月4日から本日まで3回にわたり精力的に審議を重ねていただき、全会一致による結論を出していただきました。

委員の皆様には、新型コロナの影響や厳しい経営環境にも触れられながら、そのイニシアティブを十分に発揮され、ご議論いただきましたこと、また、石塚部会長を始め、委員の皆様が円滑な審議の進行のためにご尽力いただいたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで、改正決定に係る所定の手続きを進めさせていただきます。異議申出等がなく、最短の場合には、その発効が12月17日金曜日となる予定でございます。

今後、私どもといたしましては、改正された電機関係製造業最低賃金を、関係労使の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう、なお一層の周知・指導に努めてまいります。

最後になりますが、今後とも、最低賃金制度を始め、労働行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。また、これまでの皆様のご尽力に重ねて厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

本日の答申内容につきましては、本日中に意見の要旨を公示し、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日は11月2日火曜日となりますが、この日までに異議の申出があった場合には、11月3日以降なるべく早い時期に本審を開催して、労働局長より異議申出に係る事項について諮問をさせていただき、ご審議の上で、答申をいただくこととなります。その際、場合によっては、再度専門部会を開催し、審議していただかなければならないこともあります。その時は改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、異議申出があるかどうかは分かりませんが、念のためお知らせいたします。なお、異議申出がなかった場合は、締切日の翌日、11月3日をもって、当専門部会は廃止となりますので申し添えます。以上でございます。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。それでは、最後に議事録確認者を指名します。労働者側は、三浦委員でよろしいですか、使用者側は、濱上委員でよろしいでしょうか、それでは、よろしく願いいたします。

今日まで3回に渡って、この部会をやってまいりましたが、今年も皆さんの真摯な議論とそ

れから最終的に到達点に向かって議論していくということで、今日、この部会の最低賃金を決めることができました。皆さん、ご多忙な中、非常に長い時間を割いていただいて、どうもありがとうございました。皆さんに感謝いたします。

それでは、本日の専門部会は、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。